議第107号 広島県立県民の浜管理条例の制定について

1 制定の趣旨

平成29年第1回呉市議会(3月定例会)において議決を得て協議を行い、広島県から事務委託を受けることとなった広島県立県民の浜(以下「県民の浜」といいます。)の管理に関して必要な事項を定めるものです。

2 施設の概要

(1) 土地

 $2\ 3\ 0$, $4\ 0\ 4$. $4\ 5\ m^2$

(2) 主要施設

施設区分	概要
宿泊研修所 (輝きの館)	木造一部 2 階建て,延べ面積 2,875 ㎡ 客室(20 室,100 名収容),研修室,レストランほか
テニスコート	ハードコート4面,人工芝型4面,クラブハウス1棟
運動広場	面積 10,000 m²
海浜	渚長約 400m, 渚幅約 80m
ビーチハウス	木造平屋建て 284 m ²
桟敷	20 基(100 升)
シャワー	8ブース
駐車場	4, 500 m ²
管理道	幅員 4.0~5.0m,延長 370m
遊歩道	幅員 2.0m, 延長 2,418m
展望台	2棟(木造各 17 m²)
公衆トイレ	1棟(木造 20 ㎡)
その他	修景緑地, 給水施設, 排水, 汚水施設, 電気通信施設等

3 条例の内容等

条例の内容については、広島県立県民の浜設置及び管理条例(昭和63年広島県条例第4号。以下「県条例」といいます。)を基本とし、市の他の観光施設等の条例との整合を図りつつ、管理に関する事項を定めるとともに、指定管理者に管理を行わせることができる旨を規定します。また、県民の浜の許可施設に係る使用料等の額については、県条例に定める額と同額とします。

4 施行期日

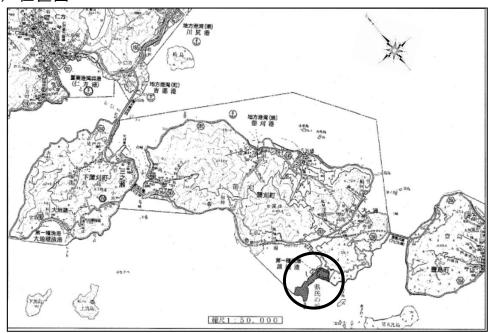
平成30年4月1日。なお、県民の浜の管理を指定管理者に行わせる手続その他の必要な準備行為は、条例の公布後から行うことができるよう付則で定めます。

5 その他

県民の浜の事務委託に伴い、県条例の管理に関する規定を適用しない旨の改正 をするための議案が9月県議会に提出される予定です。

6 県民の浜位置図及び施設配置図

(1) 位置図



(2) 施設配置図

